

社会福祉法人 浴光会

あじさい苑

身体拘束等適正化のための指針

1 基本方針

利用者の人権を尊重し、「身体拘束をしない介護」に意識的に取り組み、身体拘束等の行動制限および、その行為による精神的苦痛を排除し、施設内での生活が楽しく安全かつ快適に送れるよう取り組む。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッド柵を（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
12. 離床感知センサーを使用する。
13. 言葉によって相手の行動を制限することや抑制する。（スピーチロック）

2 身体拘束廃止に向けた体制

身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止推進委員会を設置する。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
身体拘束を実施した場合の解除の検討
身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

②身体拘束廃止推進委員会の構成員

施設長、看護師、生活相談員、ケアマネジャー、介護職員
※上記職種より委員長を選任し、身体拘束等適正化担当者とする。

③身体拘束廃止推進委員会の開催

原則月1回定期的に開催する。
(夏季休暇及び年末年始の時季等は例外とする)
必要時は随時開催する。

3 実践指標

(1) 「身体拘束等の行動制限」をしないための「基本的な介護サービス」の徹底や「生活環境」の整備に取り組む。

「身体拘束等の行動制限」を招きがちな利用者の身体的・精神的要因を取除くために、健康管理や生活リズムを重視し、心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態へ向けて環境を整備し、介護サービスの見直しに心がける。

具体的な取り組み

- ① 身体拘束を誘発する理由や原因を探り、取り除く
- ② 健康管理の徹底
- ③ 離床、食事、入浴、排泄、アクティビティ領域における介護のあり方について創意工夫する。
- ④ 生活環境の見直し
- ⑤ 身体拘束に関する研修を年2回実施する。

(2) 身体拘束をしない介護方法を考える。

「身体的拘束その他の行動制限」を回避するために、身体拘束をしないで介護する代替方法、さらには解除するための介護方法等も含め、身体拘束廃止へ向けての体制づくりについて、施設長を始め、職員が一丸となって取組んでいくよう検討・協議を行う。

具体的な取り組み

- ①身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば廃止できるかを、施設の職員全員で十分に議論し、問題意識を共有する。
- ②「身体拘束等の行動制限」が予測される場合には、まず、代替となる介護方法の検討・協議を優先し、そのことを介護サービス計画の中に位置づける。
- ③「身体拘束等の行動制限」を行った場合には、解除のための介護方法を検討・協議する。
- ④身体拘束に関する研修を原則年2回実施する。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順によって実施する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止推進委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をする。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書（様式1）を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、（様式2）を用いてその様子・心身の状況・やむを得えなかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。記録は2年間保存、行政担当部局の現地指導が行われる際に提示できるものとする。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者、家族に報告する。

4 この指針の閲覧について

当施設での身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも閲覧できるようにする。

(附 則)

この指針は平成15年	4月	1日より施行する。	
この指針は平成17年	1月	1日より施行する。	
この指針は平成19年	4月	1日より施行する。	
この指針は平成19年10月	1日より施行する。		
この指針は平成20年	4月	1日より施行する。	
この指針は平成22年	4月	1日より施行する。	
この指針は平成23年	4月	1日より施行する。	
この指針は平成30年	4月	1日より施行する。	
この指針は令和	2年	6月	1日より施行する。
この指針は令和	3年	4月	1日より施行する。
この指針は令和	6年	4月	1日より施行する。
この指針は令和	6年	11月	1日より施行する。